

## 月々よう広めよう人権の意識 ～人権擁護委員の取組～

互助



啓発活動のほか、法務局と連携して地域の皆さんから人権相談を受けています。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。主に心配ごと相談に民生委員児童委員、行政相談委員と連携して従事するほか、各法務局支局管内の人権擁護委員としての相談業務をはじめ、学校訪問による啓発活動、子ども、男女共同参画、高齢者等の委員会活動、研修にあっています。平成30年2月1日現在 県内257人の委員が活動中

相談に来てよかったと云える雰囲気づくりを大切にしています  
(市議会議員 関)



### 問合せ先

宇都宮地方法務局 本局(宇都宮市小幡2-1-11)  
 ◆電話 028-623-6333(代表)  
 宇都宮地方法務局 栃木支局(栃木市片柳町1-22-25)  
 ◆電話 0282-22-1068



## まちをよくするみんなの声 ～行政相談委員の取組～

互助



行政相談委員の主な活動は、心配ごと相談会場での相談対応(福祉全般、年金、遺族補償や最老、河川堤防や水路、街路樹など)です。このほか、市内イベント時の啓発活動や相談受付、各種研修、個別の相談対応等があります。  
 ※心配ごと相談の詳細日程は広報最新号をご覧ください。  
 平成30年2月1日現在 県内81人の委員が活動中



国や県、市の行政活動についての困りごと、相談ごとを  
 貴人から受けつけている法務大臣から委嘱された市民です。

問合せ先 総務部 栃木行政支援行政相談センター(行政支援行政相談課)  
 宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方自治庁舎  
 制度に関する問い合わせ先 電話 028-634-4680  
 行政相談の電話 0570-090-110



つながッテルね!  
**条例13条**

(市民の責務)一部抜粋  
 (2) 人権を尊重し他の個人としての優さないこと。